

★与党(自民党・公明党)が平成29年度税制改正大綱を発表

平成28年12月8日(木)に平成29年度税制改正大綱が与党自民党・公明党から発表されました。今回は個人向け改正点を中心に速報をご案内します(紙面の都合上法人関連の項目は一部のみ抜粋させていただきました)。個人関連では、配偶者控除の見直し、タワーマンションに対する固定資産税評価額の見直し、取引相場のない株式・広大地評価の見直しが目立ちます。なお、本号は速報版のため内容に不十分な点がありますが予めご承知置き下さい。税制改正関連法案は1月の通常国会で提出の見込みです。

皆様には本年中も大変お世話になりました。良いお年をお迎えください。

(長掛栄一)

◎平成29年度税制改正大綱に掲げられた個人関連の主な税制改正項目

税目	項目	内容	時期等
相続税 ・贈与税	納税の範囲の見直し ※相続税・贈与税共通	<ul style="list-style-type: none"> 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等及び相続人等が相続開始前10年(現行:5年)以内のいずれの時点においても国内に住所を有したことがないこととする。 被相続人等及び相続人等が出入国管理及び難民認定法別表一の在留資格をもって一時滞在(国内に住所を有している期間が相続開始前15年以内で合計10年以下の滞在をいう)をしている場合等の相続又は遺贈に係る相続税については、国内財産のみを課税対象とすることとする。 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない相続人等が国内に住所を有しない者であって相続開始前10年以内に国内に住所を有していた被相続人等(日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしていたものを除く)から相続又は遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加える。 	平成29年4月1日以後に相続若しくは贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税に適用
	財産評価方法の見直し	<ol style="list-style-type: none"> 取引相場のない株式の評価方法の見直し <ol style="list-style-type: none"> 類似業種比準方式の見直し <ul style="list-style-type: none"> 類似業種の上場会社の株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間平均を加える。 類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1:1:1とする。 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。 広大地評価の見直し 評価方法を現行の面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直すとともに、適用要件を明確化する。 株式保有特定会社の判定基準 判定基準に新株予約権付社債を加える。 	<ol style="list-style-type: none"> については平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用 、3.については平成30年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用
	事業承継税制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 相続時精算課税制度に係る贈与を、贈与税の納税猶予制度の適用対象に加える。 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定相続承継会社の要件について、中小企業者であること及び当該会社の株式等が非上場株式等に該当することとする要件を撤廃する。 	平成29年1月1日以後に相続若しくは贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税に適用
	住宅取得等資金の贈与税非課税制度の見直し(法案成立済)	消費増税延期に伴い、住宅の取得対価等に含まれる消費税の税率が10%の場合の措置の導入時期を2年半延長するとともに、適用期限を2年半延長する。	

税目	項目	内容	時期等																	
相続税 ・贈与税	医療法改正に伴う対応	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年医療法改正法に規定する移行計画の認定を受けた医療法人の持分を有する個人がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより当該医療法人がその認定医療法人に移行した場合には、当該医療法人が当該放棄により受けた経済的利益については、贈与税を課さない。 →移行後6年経過までに認定要件に該当しないこととなった場合には贈与税を課税 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長する。 	平成18年医療法改正法成立時から適用																	
所得税 ・住民税	配偶者控除・配偶者特別控除の見直し ※配偶者特別控除も同様の改正があります	控除対象配偶者又は老人控除配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。	平成30年分以降の所得税 平成31年度以降の個人住民税から適用																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">居住者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額（所得税）</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>38万円</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>26万円</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>13万円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>適用なし</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>		居住者の合計所得金額	控除額（所得税）		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	38万円	48万円	900万円超 950万円以下	26万円	32万円	950万円超1,000万円以下	13万円	16万円	1,000万円超	適用なし	適用なし
		居住者の合計所得金額			控除額（所得税）															
				控除対象配偶者	老人控除対象配偶者															
900万円以下	38万円	48万円																		
900万円超 950万円以下	26万円	32万円																		
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円																		
1,000万円超	適用なし	適用なし																		
積立型NISAの創設	<ul style="list-style-type: none"> 現行のNISA制度との選択適用 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に解説した非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に支払を受けるべき累積投資勘定に係る株式投資信託の配当等、及びその信託受益権を譲渡した場合の譲渡所得については、所得税・住民税を課さない。 累積投資勘定で取得できる対価の合計額は年間40万円を超えないものとする。 	平成31年分以降の所得税及び平成32年度以降の個人住民税に適用																		
適用期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年延長する。 																			
固定資産税	タワーマンションの課税方法の見直し ※不動産取得税も同様の措置を適用	<ul style="list-style-type: none"> 高さが60mを超える建築物のうち複数の階に住戸が所在しているもの（以下「居住用超高層建築物」という）については、当該居住用超高層建築物全体に係る固定資産税額を各区分所有者にあん分する際に用いる当該各区分所有者の専有部分の床面積を、住戸の所在する階層の差異による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための補正率により補正する。 上記の補正率は、最近の利引き価格の傾向を踏まえ、居住用超高層建築物の1階を100とし、階が一を増すごとに、これに10を39で除した数を加えた数値とする。 	平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物（平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く）について適用																	
登録免許税	特例の適用期限延長	<ul style="list-style-type: none"> 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の軽減措置の適用期限を2年延長する。 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。 																		
法人税	適用期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。 																		
消費税	税率10%引上げ時期（法案成立済）	消費税率10%引上げの時期を2年半延長する。	平成31年10月1日から引上げ																	
その他	届出書類の提出方法見直し	次の届出書については、変更後（異動後）の税務署長への提出を不要とする <ul style="list-style-type: none"> 納税地の異動（変更）に関する届出書 給与支払事務所等の移転届出書 など																		